

## 育児支援家庭訪問事業に係る論点及び今後の方向性について

	次世代育成支援対策交付金要綱	論点及び今後の方向性（案）
名称	育児支援家庭訪問事業	<p><u>1 名称</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 児童福祉法改正案においては「養育支援訪問事業」として位置づけられていることから、平成21年度より名称を「養育支援訪問事業」に変更してはどうか。</p>
中核機関	この事業の中核となる機関（中核機関）を定める。	<p><u>2 中核機関と調整機関の役割分担</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 基本的には中核機関と調整機関を同一機関が担うことを想定しているが、それぞれの役割については、以下の方向で整理することとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核機関は、養育支援訪問事業のケース進行管理や当該事業に係る他の支援との連絡調整を実施</li> <li>・ 調整機関は、中核機関が必要と判断した場合、会議を開催して支援の必要性や支援内容を協議し、その結果を中核機関に伝達</li> </ul>
事業内容	市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。	<p><u>3 事業のあり方</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 今後は、養育支援訪問事業が、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支援が特に必要である者を対象とするものであること</li> <li>② 密度の濃いサービスを実施するものであること</li> <li>③ 利用者に積極的アプローチを行うものであり、利用者と協働して行う生活支援・精神支援サービスに重きを置く事業であること（専門家が上の立場から指導するにとどまらない）</li> </ol>

④ 必要に応じて他制度と連携して行うものであることを明確化することとしてはどうか。

○ また、事業のあり方について整理し、例えば次のものなど具体的に想定される事業のあり方を明示することとしてはどうか。

ア) 短期集中支援型

(=短期間、頻回に訪問。包括的・リハビリテーション的に実施。)

○ 0歳児等低年齢の児童を抱える保護者などで支援が特に必要な状況に陥っている者について、例えば3ヶ月など短期・集中的な支援を行い、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指すこととしてはどうか。

○ この場合、生活支援・精神的支援を中核としつつ保健分野等の専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつないでいくこととしてはどうか。

○ なお、短期集中支援型としては、0歳児の保護者で中度以上の育児不安にある者や産後うつのある者、児童が施設を退所した直後の保護者等が考えられる。

イ) 中期介入型

(=中期的にきめ細かに対応。対象者との関係性、生活の維持に重点。)

○ 生活面に配慮した対象者と協働してのきめ細かな支援が必要とされた者等について、中期的な支援を念頭に、一定の目標・年限を設定した上できめ細かな指導・助言等の支援を行い、最低限の児童の養育環境の維持を目指すこととしてはどうか。

○ なお、中期介入型としては、典型的には、食事、衣服、生活環境等について一定ネグレクトにあるケースを想定しており、また、児童相談所の在宅での保護者指導と連携して支援を行うことをも想定される。

		<p>4 既存事業との整理・役割分担</p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導（保健所を設置する市・区においては未熟児訪問を含む。）については、母性及び乳幼児の健康の保持増進に虐待予防も含みうることから、養育支援訪問事業と趣旨、内容が重複するため、これらの事業の関係を整理することとしてはどうか。</li> <li>○ 養育支援訪問事業については、次の点が母子保健法に基づく訪問事業と異なるものと整理してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健（＝母性や乳幼児の健康の保持増進）の観点ではなく、<u>養育支援の観点から行う事業であること</u></li> </ul> </li> <li>② 対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健では対象とならない<u>学齢期以後も対象とするものであること</u></li> </ul> </li> <li>③ 内容・手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導にとどまらず、<u>利用者との協働の考え方の下、家事援助も含めた生活支援・精神的支援を行うものであること</u></li> <li>・<u>単一の分野にとどまらない内容を含み得るほか、必要な場合には他制度と連携しながら行う包括的事業であること（要保護児童対策地域協議会と密接に連携）</u></li> <li>・<u>短期・集中的に又はきめ細かに相手に指導・助言等を行うなど、密度の濃いサービスを想定しているものであること</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>実施方法 ア 支援対象</p>	<p>この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により、市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。</p>	<p>5 対象者</p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者としては、支援が特に必要である者が対象であることをより強調するとともに、3で示した短期集中支援型、中期介入型のそれぞれに対応した対象者を示すこととしてはどうか。</li> </ul>

(7) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲ではなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

○ 短期集中支援型については、主に、左記（ア）の者であって支援が特に必要である者及び左記（イ）のうち、「児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭」を対象とすることとしてはどうか。

また、今回の改正法案においては、新たに出生前において出産後の養育について支援が特に必要と見込まれる妊婦（以下「特定妊婦」。）も養育支援訪問事業の対象とされることから、当該妊婦についても記述を追加してはどうか。

○ 中期介入型については、主に、ネグレクト又はそのおそれのある者等であって、他の事業における支援よりもきめ細かに指導・助言を行うことが必要である者などを対象とすることとしてはどうか。

○ 左記（イ）の「ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭」については、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況から、事業の主な対象者としては想定しないこととしてはどうか。

○ 左記（ウ）の「障害を招来するおそれのある児童のいる家庭」についても、短期集中支援型や中期介入型の対象者となるような場合を除き、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況、さらには別途障害児サービスのあり方について議論が行われていることに鑑み、当面事業の主な対象者として想定しないこととしてはどうか。

## 6 対象者の判断基準

(方向性)

○ 現在「養育支援が必要となりやすい要素の例」に該当する家庭等について、必要に応じて関係機関からの情報収集により家庭の養育状況を把握し、その結果支援の必要性があると思われる家庭に対し、養育支援を行うこととされている。

※ 当該「要素の例」で示される例示はあくまでも情報の断片であり、仮にこれ

		<p>らの要素を有していたとしても、直ちに養育支援が必要となるものではないと整理されている。</p> <p>○ 3のとおり事業のあり方を明確化するほか、5のとおり対象者の見直しも行うことから、改めて上記「養育支援が必要となりやすい要素の例」を見直し、実効性のあるチェックリストの作成を行うこととしてはどうか</p>
イ 支援内容	<p>(7) 家庭内での育児に関する具体的な援助</p> <p>a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助</p> <p>b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導</p> <p>c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導</p> <p>d 若年の養育者に対する育児相談・指導</p> <p>e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援</p> <p>(イ) 発達相談・訓練指導</p> <p>家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う</p>	<p>7 支援内容（家事援助の必要性）</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 現在、事業の対象者を募集する広報を行い、単に産褥期にある者について本人の申請に基づき家事援助が行われている地域があるなど、支援が特に必要である者以外も対象とするような取扱いを行っている実態が見受けられる。</p> <p>○ 3のように支援が特に必要である者を対象とすること明確にすることに伴い、支援対象として、左記（ア）aの産褥期の育児支援や家事等の援助については、産褥期であることのみを理由にこれを実施することは認めないこととしてはどうか。</p> <p>ただし、産褥期の育児支援や家事等については、5で述べた対象者に該当し、一定の目的を設定しつつ、介入の手段として行う場合には例外的に認める取扱いとしてはどうか。</p> <p>○ 左記（イ）の発達相談・訓練指導については、5で述べたとおり、「障害を招来するおそれのある児童のいる家庭」について、当面事業の主な対象者として想定しないこととすることに伴い、支援内容としては特段記述しないこととしてはどうか。</p> <p>○ 2のとおり事業のあり方を明確化することから、短期集中支援型等の類型に即して、支援の期間や密度、内容について示すこととしてはどうか。（例：「3ヶ月に限定し、集中的に実施」、「きめ細かに中期的に対象者に指導・助言」など）</p>
ウ	この事業の中核となる機関（中核機関）	8 対象家庭の把握方法、支援計画の策定等の手順

支援の対象者、支援内容の決定方法

を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

(方向性)

- 対象者の把握方法については、生後4か月までの全戸訪問事業により把握することのほか、今回の改正法案において、特定妊婦も養育支援訪問事業の対象とされるとともに、要保護児童対策地域協議会の対象に追加されることから、特に母子保健担当部署・機関や医療機関との連携を図り、対象者を把握することも念頭に置くよう、記述を見直すこととしてはどうか。

#### 9 効果測定や支援の終結決定の判断の明確化

(方向性)

- 支援について標準的な実施期間を示すこととし、効果測定のあり方についてもアセスメントのあり方として今後検討することとしてはどうか。また、終結の決定も当該アセスメントの結果を踏まえて行うこととしてはどうか。

なお、支援の終結の決定については、支援の開始と同様に、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し、その議論を踏まえて行うこととしてはどうか。

#### 10 中核機関と調整機関との効果的な連携のあり方

(方向性)

- 調整機関が中核機関となり、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催して支援内容等を検討し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う方向で整理し、あり方を示すこととしてはどうか。

#### 11 守秘義務

(方向性)

- 乳児家庭全戸訪問事業と同様に、改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底の

<p>エ</p> <p>訪問支援の実施者</p>	<p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>(7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。</p> <p>(イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。</p>	<p>ための対応について整理してはどうか。</p> <p><u>12 訪問支援者の要件（求められる専門性等）、研修等のあり方</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記（ア）については、7で述べたとおり、家事援助等はいくまでも一定の目的を設定した上で介入の手段として行うものと整理することから、こうした観点から改めて訪問者について整理することとしてはどうか。</li> <li>○ 左記（イ）については、現行どおりの取扱いとしてはどうか</li> <li>○ 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。</li> </ul> <p><u>13 マネジメントを担う者の必要性</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメント専任の者がいることが望ましく、例えば、要保護児童対策地域協議会が設置されている場合には、その調整機関の職員が養育支援訪問事業のマネジメントに従事するよう促すことなどを検討してはどうか。</li> </ul> <p>また、同協議会が設置されていない場合、中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメントを担う者の配置が望ましい旨示すことなども検討してはどうか。</p>
<p>委託</p>	<p>—</p> <p>(事業の委託については認めている)</p>	<p><u>14 委託先の要件</u></p> <p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてはどうか。</li> </ul>